

令和3年6月30日
株式会社ビー・エス・サイトー

労働者派遣法 第23条第5項に基づく情報公開について

- | | | |
|--------------------|----------|---------------|
| 1. 派遣労働者の数 | 8人 | (令和3年6月1日現在) |
| 2. 派遣先の事業所数 | 3件 | (同上) |
| 3. 労働者派遣に関する料金の平均額 | 31,200円※ | (A) 令和2年度 |
| 4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 17,600円※ | (B) 同上 |
| | | ※1日(8時間あたり)の額 |
| 5. (A-B) / A | 43.6% | |

上記に含まれる費用

①社会保険料等の事業主負担分

健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険、退職金共済

②有給休暇費用

年次有給休暇取得時にかかる賃金

③会社運営に係る経費

営業費用、労務管理費用、教育研修費用、採用費用、事務管理費用、
会議費用、健康診断費用 等

④営業利益

派遣料金から、賃金及び上記5①～③を差し引いた金額

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

○キャリアコンサルティングの相談窓口：田口智 018-865-7400

○キャリアアップに資する教育訓練（費用負担：無償、賃金支給：有給）

①入職時等基礎的訓練

派遣に関する説明、ビジネスコミュニケーション

OFF-JT：全社会議（報告会）、E-ラーニング

②職能別訓練

情報セキュリティ教育、技術向上勉強会

OFF-JT・OJT：E-ラーニング、全社会議

7.、その他、福利厚生等

- ・情報処理技術者試験推奨（受験料会社負担）及び合格者への技術向上表彰
- ・年2回の全社会議、レクレーション ・懇親会
- ・定期健康診断 ・永年勤続表彰制度

8. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

協定書の有効期間終期：令和4年3月31日

協定労働者の範囲：ソフトウェア開発の業務に従事する従業員

以上